

子育て世代包括支援センターの設置について

1 子育て世代包括支援センターとは

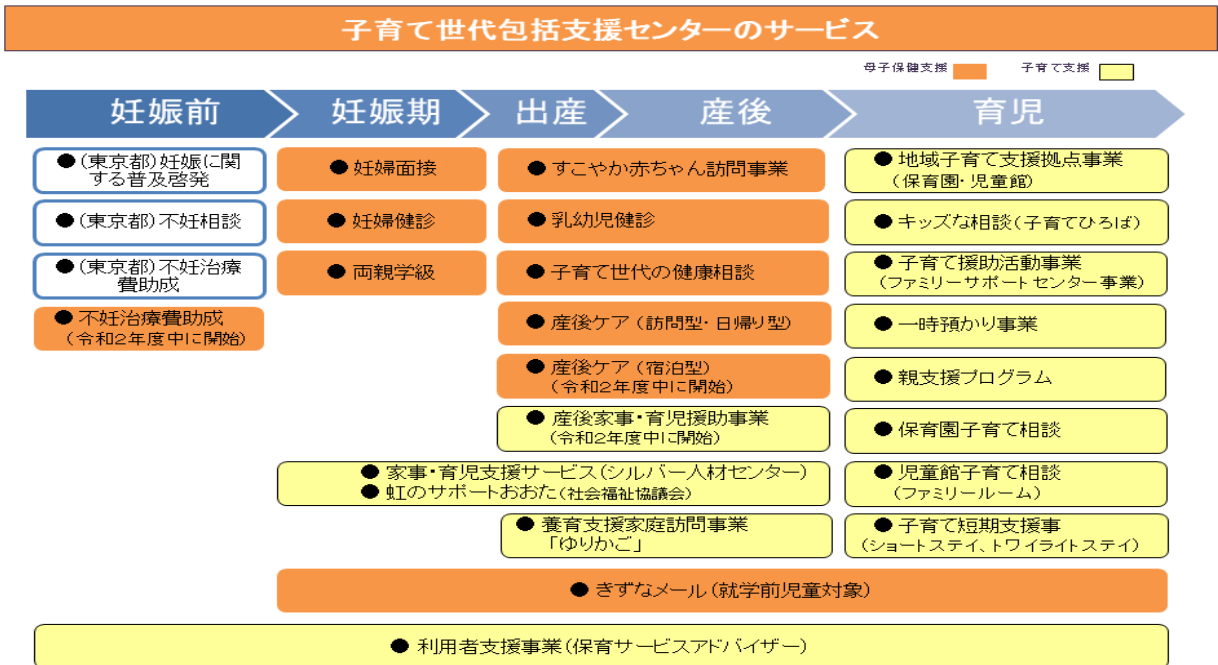
妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、支援プランの策定や地域の保健医療、福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策とを一体的に提供することで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う仕組みをいう。

2 設置の背景

母子保健法第 22 条において、市町村は必要に応じて子育て世代包括支援センター（法律上は「母子健康包括支援センター」）を設置するように努めなければならないと規定されており、国は同センターの令和2年度末までの全国展開を目指している。

3 大田区のしくみ

大田区では、健康政策部（保健所）とこども家庭部が相互に連携し、それぞれの業務を実施することで既にセンターとしての役割を実質的に果たしている。このため、新たに施設を設置せず、既存の機能を活用することにより同センターを設置することとし、令和2年4月から運営をスタートした。



子育て世代包括支援センターにおける支援イメージ

